

第4章 その他報告事項等

(1) 災害時の広報

【関係規程等】

地域防災計画

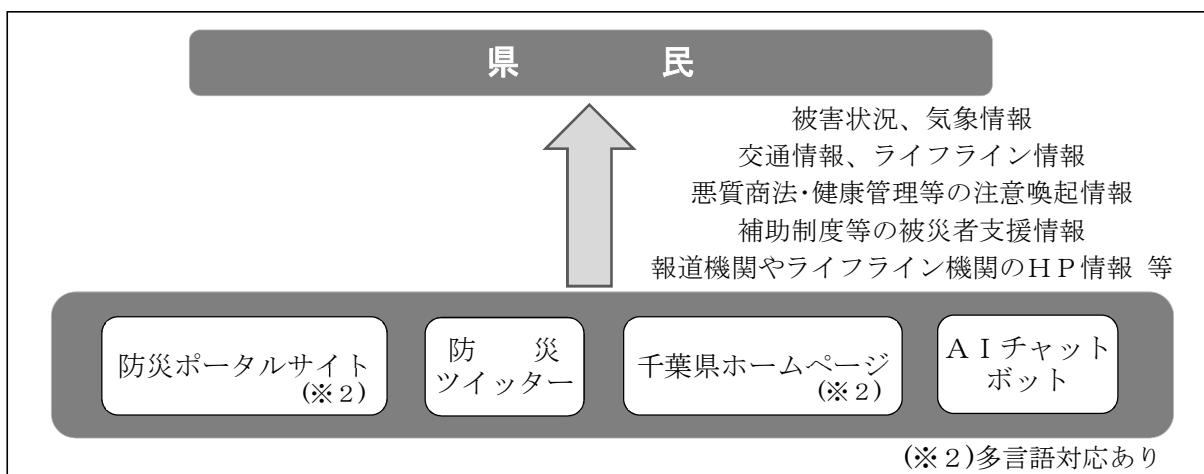
○ 災害時の広報

- ・県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

【対応状況】

- 災害対応等の各段階に応じて、被害状況、気象情報、交通情報、ライフライン情報、生活上の注意喚起情報及び各種相談窓口や補助制度等の被災者支援情報など、被災者が必要とする情報について、防災ポータルサイト、県ホームページ、防災ツイッター、A Iチャットボット（※1）などを相互に連携させて発信するとともに、報道機関やライフライン機関などのホームページやS N Sと相互リンクすることで、広く県民への周知に取り組んだ。

（※1）スマートフォンやタブレットで被災者が入力した問合せに対し、A Iが会話形式で応答することで、罹災（りさい）証明や住家被害認定など生活再建等に必要な情報を提供するもの



- ちば県民だよりや県広報番組（テレビ・ラジオ）などを通じて、被災者支援情報などの周知に取り組んだ。
- 大規模停電が発生し、テレビやインターネットから情報を得られない状況が生じたため、被災市町村における給水・充電・物資提供などの生活関連情報を、県で取りまとめてプレスリリースし、新聞報道を通じた情報発信を行った。
- 住宅被害を受けた方に対する各種支援策を取りまとめたパンフレットを国及び府内関係課で検討・作成し、健康福祉センター職員等が被災者を訪問する際に配布することなどにより支援策の周知に取り組んだ。また、市町村に対して、独自支援策を盛り込んだパンフレットを作成することができるよう、パンフレット原稿を市町村に提供するとともに、窓口まで来られない方や在宅の要支援者等の情報の届きにくい方々に対し、必要

な情報が届くよう、各市町村の防災部門、住宅部門及び福祉部門が連携して周知を図るよう依頼した。

【今後の課題】

- 防災ツイッターを9月15日に開設し運用を始めたが、県民に広く情報を展開するためには、日頃から情報発信の手段として活用し、認知度を高めておく必要がある。
- 発災後、より早く情報提供ができるよう、様々な広報手段の活用や関係機関との連携などについて事前に検討し、準備しておく必要がある。
- 発災後、より早い段階から情報提供できるよう、府内関係課の連携体制を事前に準備しておく必要がある。

(2) 国や市町村と連携した住民避難に向けた取組

【関係規程等】

災害対策基本法			
(都道府県知事の通知等)			
第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。			
(市町村長の警報の伝達及び警告)			
第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。			
(市町村長の避難の指示等)			
第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。			
避難勧告等に関するガイドライン（H31.3.29改定）			
[避難のタイミングを明確化]			
レベル3:高齢者等避難		レベル4:全員避難	
警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒 レベル5	命を守る最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報 危険度分布等
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性	
■ 特別警報を含む防災気象情報についても、各レベルとの対応を整理し、その位置づけを明確化し提供			

【対応状況】

これまで、避難勧告等の防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況にあったことから、住民等が情報の意味を直感的に判断し、迅速に避難行動がとれるよう、国が、平成31年3月に「避難勧告に関するガイドライン」を改定し、5段階の警戒レベルにより提供することとなった。

県では、この警戒レベルについて、県民だよりへの記事掲載や各種訓練での広報のほか、県内の金融機関でのチラシ配布等により、県民への周知に努めたほか、市町村に対しても、住民への周知に努めるよう働きかけたが、県民の理解は充分とは言えない状況である。

実災害での対応としては、昨年の東日本台風の際に、市町村に、早期の避難所開設や避難勧告の発令に留意するよう、文書や電話で要請を行ったほか、県民向けには、県防災ポータルサイトやツイッターなどを活用し、気象情報のほか、市町村からの避難情報への留意や早めの避難などを呼びかけた。

【今後の課題】

今回の災害、特に10月25日の大雨により多くの命が奪われたが、被害者の中には、自動車での移動中に被災された高齢者も数名あった。道路冠水などが発生している際は、車での行動は控え、建物内での垂直避難など他の方法での避難を心掛けるなど、個人個人が自らの命を守る適切な行動がとれるよう、県民の防災意識の向上が必要である。

平成31年3月には国が「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、住民が災害時に避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供（警戒レベル1～5の数値で提供）することとされており、今後も、県は、市町村とともに、様々な広報手段を活用し、住民への啓発に努めるとともに、ハザードマップの作成や避難誘導のための標識の設置など、市町村が実施する地域防災力向上に向けた取組が進むよう、千葉県地域防災力向上総合支援補助金などにより支援する。

また、県では市町村に対し、昨年の台風の際に、早期の避難所開設、的確な避難勧告発令など、十分な事前準備を働きかけたところであり、引き続き、県民の安全・安心の確保に向け、市町村との連携の強化を図る。併せて、引き続き、県民への警戒レベルの周知に努めるほか、市町村に対しては、実災害発生時に避難勧告等を行う際に、防災行政無線や広報車などの様々な手段を活用し、避難情報の受け手である住民が適切な避難行動をとれるよう、情報の伝達に努めるよう働きかける。

(3) 風水害に対する被害想定の作成

【関係規程等】

災害対策基本法
災害対策基本法 第二条の二（基本理念） 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕
「科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて」とは、想定外を避け、不測の事態を防ぐために、最新の科学的知見を用いることで、どのような災害がどの程度の規模で発生し、どのような被害が生ずるのかを的確に想定するとともに、実際の災害対応から得られた教訓を活用することを求めたものである。

【対応状況】

平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震（下表参照）を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したが、風水害に係る被害想定は実施していない。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ*	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

*震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

【今後の課題】

今後とも、国に対し、地球温暖化により、増加が懸念される猛烈な台風に対する調査研究の充実・強化し、科学的知見を踏まえた対策を講じるよう、要望するとともに、県としては、国の動向も踏まえ、被害想定の実施について研究ていきたい。

(4) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援

【関係規程等】

災害対策基本法
(避難行動要支援者名簿の作成) 第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。 一 氏名 二 生年月日 三 性別 四 住所又は居所 五 電話番号その他の連絡先 六 避難支援等を必要とする事由 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項 3 (省略) 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
【市町村の地域防災計画に盛り込む必要がある事項：災害対策基本法】
<ul style="list-style-type: none">・ 避難支援等関係者となる者・ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲・ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法・ 名簿の更新に関する事項・ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村長が求める措置及び市町村が講ずる措置・ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮・ 避難支援等関係者の安全確保
【市町村の個別計画に盛り込む必要がある事項】
<ul style="list-style-type: none">・ 発災時に避難支援を行う者・ 避難支援を行うに当たっての留意点・ 避難支援の方法や避難場所、避難経路・ 本人が不在で連絡が取れない時の対応 など

【対応状況】

避難行動要支援者個別計画の作成については、市町村が要支援者名簿をもとに、地域の特性や実情を踏まえつつ、要支援者と打ち合わせを行いながら作成するものであるが、市町村からは、計画作成が進まない理由として担当職員の不足や支援者の確保が困難なことが挙げられている。

県では市町村による個別計画の作成が進むよう、作成方法を盛り込んだ手引きを示すとともに、地域防災力向上総合支援補助金の活用を促している。

【今後の課題】

今後、市町村へのヒアリング等を通じて、今回の災害における要配慮者に関する活動状況や課題を把握し、避難行動要支援者名簿や個別計画の利用状況について有効であった事例などを取りまとめ、市町村と共有を図り、より実効性の高い計画の作成が進むよう市町村の取組を支援する。